

資料提供(投げ込み) 令和2年5月1日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 行政経営課 (電話059-229-3273)	総務部行政経営課長 杉下 照幸

## 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の継続及び新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の体制強化について

このことについて、津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の継続並びに新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の相談窓口の設置及び給付事業に係る執行体制の拡充を図ります。

### 記

#### 1 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の継続

政府の緊急事態宣言を受けて、令和2年4月9日から同年5月6日まで設置する津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口を同年5月31日まで延長します。

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口では、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する予防や、行動に関する疑問、支援策など、どのような内容でも適切な担当窓口につなげます。

#### 2 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の体制強化

特別定額給付金の早期の給付の実現に向けた万全の業務執行体制を構築するため、令和2年4月22日付けで市民部市民課に新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室を設置し、職員12名体制で事前準備を進めていますが、特別定額給付金に関する相談への対応を強化するとともに、いち早く市民の皆様へ給付金をお届けするため、同年5月11日付けで職員15名を増員し、体制を拡充します。

#### 3 その他

市民の皆様から関心の高い特別定額給付金に関する相談については、5月10日までは、津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口（連絡先059-229-3576）で対応しますが、5月11日付けで新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室に専門の窓口を設置（連絡先059-229-3574）し、相談を受ける窓口を明確に区分することで、迅速かつ適切に担当窓口につなげるとともに、新型コロナウイルス感染症に対する市民の皆様の不安解消に努めていきます。